

令和5年第3回定例会

新郷村議会会議録

令和5年 9月 1日 開会

令和5年 9月 8日 閉会

新郷村議会

令和5年第3回新郷村議会定例会会議録目次

諸般の報告（令和5年第2回議会定例会閉会（6月5日）後）	1
会期日程	3

第 1 号（9月1日）

議事日程	5
本日の会議に付した事件	5
出席議員	6
欠席議員	6
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	6
職務のため出席した者の氏名	6
開会の宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
十和田地域広域事務組合議会議員の選挙	8
報告第3号、議案第43号から議案第62号までの上程、説明	8
報告について	14
決算特別委員会の設置について	14
散会の宣告	15

第 2 号（9月6日）

議事日程	17
本日の会議に付した事件	17
出席議員	17
欠席議員	17
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	17
職務のため出席した者の氏名	18
開議の宣告	19
一般質問	19

永野 範英 君	19
稲葉 嘉浩 君	21
才神 幸男 君	25
滝沢 仁 君	28
散会の宣告	33

第 3 号 (9月8日)

議事日程	35
本日の会議に付した事件	36
出席議員	36
欠席議員	36
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	36
職務のため出席した者の氏名	36
開議の宣告	37
議案第43号から議案第50号までの委員長報告、質疑、討論、採決	37
議案第51号の質疑、討論、採決	38
議案第52号の質疑、討論、採決	38
議案第53号の質疑、討論、採決	39
議案第54号の質疑、討論、採決	40
議案第55号の質疑、討論、採決	40
議案第56号の質疑、討論、採決	46
議案第57号の質疑、討論、採決	46
議案第58号の質疑、討論、採決	47
議案第59号の質疑、討論、採決	48
議案第60号の質疑、討論、採決	48
議案第61号の質疑、討論、採決	49
議案第62号の質疑、討論、採決	49
委員会の閉会中の継続調査について	50
村長挨拶	50
閉会の宣告	51

署名議員.....	53
-----------	----

諸般の報告（令和5年第2回議会定例会（令和5年6月5日）後）

令和5年9月1日（金）

◎ 議決結果の報告

- 6月9日、令和5年第2回議会定例会の議決を経た議案を、地方自治法第16条第1項、第123条第4項及び第219条第1項の規定により村長に送付。

◎ 監査の報告受理

- 6月23日、7月24日及び8月25日、監査委員から例月出納検査の報告を受理。
- 8月17日、監査委員から財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書を受理。

◎ 系統議長会関係

- 6月15日、青森県町村議会議長会臨時総会出席。
- 6月21日、三戸郡町村議会議長会臨時総会出席。

◎ 議員派遣の報告

- 7月11日～13日、新郷村議会県外行政調査研修に出席した議員から次のとおり報告を受理。

日 時 令和5年7月11日～13日

場 所 山形県高島町、福島県南会津町

目 的 新郷村議会県外行政調査研修

派遣議員 横道一男、細川真理子、福山恵一郎、滝沢 仁、村岡和俊、才神幸男、稲葉
嘉浩

- 7月19日、青森県町村議会議長会研修会に出席した議員から次のとおり報告を受理。

日 時 令和5年7月19日

場 所 青森市

目 的 青森県町村議会議長会主催による研修会

派遣議員 横道一男、細川真理子、福山恵一郎、滝沢 仁、村岡和俊、才神幸男、稲葉
嘉浩

- 7月26日、三戸郡町村議会正副議長・事務局長研修会に出席した議員から次のとおり報告を受理。

日 時 令和5年7月26日

場 所 八戸市

目 的 三戸郡町村議会議長会主催による研修会

派遣議員 細川真理子

会 期 日 程

令和5年第3回新郷村議会定例会会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容	開議時間
9 月 1 日	金	本会議	議案一括上程、提案理由説明 決算特別委員会（委員長、副委員長の互選）	午前10時 本 会 議 後
9 月 2 日	土	休 会	議案熟考	
9 月 3 日	日	休 会	議案熟考	
9 月 4 日	月	委員会	各委員会	午前 9時
9 月 5 日	火	休 会	議案熟考	
9 月 6 日	水	本会議	一般質問	午前10時
9 月 7 日	木	委員会	決算特別委員会（一般会計・特別会計）	午前10時
9 月 8 日	金	本会議	委員長報告・議案審議	午前10時

第 1 日 (9月1日)

令和5年第3回新郷村議会定例会

令和5年9月1日（金曜日）午前10時02分開会

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 十和田地域広域事務組合議会議員の選挙の件について
 - 日程第 4 報告第3号、議案第43号から議案第62号まで（村長提出・提案理由説明）
 - 日程第 5 報告第3号 令和4年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
 - 日程第 6 決算特別委員会の設置について
-

本日の会議に付した事件

- 報告第 3号 令和4年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 議案第43号 令和4年度新郷村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第44号 令和4年度新郷村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第45号 令和4年度新郷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第46号 令和4年度新郷村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第47号 令和4年度新郷村国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第48号 令和4年度新郷村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第49号 令和4年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第50号 令和4年度新郷村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第51号 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第52号 戸来財産区議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第53号 西越財産区議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第54号 新郷村国民健康保険条例の一部を改正する条例案について
- 議案第55号 令和5年度新郷村一般会計補正予算（第2号）案について

- 議案第56号 令和5年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案について
 議案第57号 令和5年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案について
 議案第58号 令和5年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第2号）案について
 議案第59号 令和5年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）案について
 議案第60号 令和5年度新郷村簡易水道特別会計補正予算（第1号）案について
 議案第61号 令和5年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第2号）案について
 議案第62号 令和5年度新郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）案について

出席議員（8名）

- | | | | |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 稲葉嘉浩君 | 2番 | 永野範英君 |
| 3番 | 才神幸男君 | 4番 | 横道一男君 |
| 5番 | 村岡和俊君 | 6番 | 滝沢仁君 |
| 7番 | 細川真理子君 | 8番 | 福山恵一郎君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

- | | | | |
|--------|--------|-------------------------|--------|
| 村長 | 櫻井雅洋君 | 副村長 | 横田堅悦君 |
| 教育長 | 岡田稔君 | 総務課長 | 横道敏克君 |
| 会計管理者 | 桜井真紀子君 | 企画商工課長
観光課長
兼農林課長 | 櫻基博明君 |
| 建設課長 | 高見憲一君 | 税務課長 | 平葭美幸君 |
| 住民課長 | 中鶴間淳子君 | 厚生課長 | 福山徹君 |
| 診療所事務長 | 工藤勝志君 | 教育委員会
総務課長 | 福山佐登志君 |

職務のため出席した者の氏名

- | | | | |
|-----------------|--------|----|-------|
| 議事
事務局
会長 | 本間由美子君 | 主査 | 福山拓史君 |
|-----------------|--------|----|-------|

◎開会の宣告

○議長（横道一男君） 定足数に達していますので、令和5年第3回新郷村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

これから諸般の報告をいたします。

報告事項については、お手元に配付した資料のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

(午前10時02分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（横道一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、稲葉嘉浩君、福山恵一郎君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（横道一男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の日程等については、議会運営委員会の審議の結果、お手元に配付のとおりであります。が、この際、議会運営委員長から報告を求めます。

委員長、滝沢仁君。

○議会運営委員長（滝沢 仁君） おはようございます。

ご報告いたします。

議会運営委員会において審議した結果は、お手元に配付してあります会期日程表のとおりであります。本日から9月8日までの8日間といたします。

以上、報告を終わります。

○議長（横道一男君） ただいまの委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は委員長報告のとおり本日から9月8日までの8日間と決定いたしました。

◎十和田地域広域事務組合議会議員の選挙

○議長（横道一男君） 日程第3、十和田地域広域事務組合議会議員の選挙を行います。この選挙は、1人を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

十和田地域広域事務組合議会議員に才神幸男君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました才神幸男君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました才神幸男君が十和田地域広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました才神幸男君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、本席から口頭をもって当選の告知をします。

◎報告第3号、議案第43号から議案第62号までの上程、説明

○議長（横道一男君） 日程第4、報告第3号、議案第43号から議案第62号までの報告

1件、議案20件を一括上程いたします。

村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（櫻井雅洋君） おはようございます。

令和5年第3回新郷村議会定例会提案のご説明を申し上げます。

本日ここに、令和5年第3回新郷村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙の折、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げるとともに、本定例会に提案しております議案の概要についてご説明を申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

さて、今年も全国的に豪雨による災害が発生し、被害が出ております。8月には、秋田県、青森県でも線状降水帯の影響で土砂災害による避難勧告が発令されるなど、甚大な被害に見舞われております。一日も早い復旧、復興を願うものです。被災された方々に衷心よりお見舞い申し上げます。

また、今年は特に全国的に猛暑による熱中症警報が数日続くなど、連日のように救急搬送された報道を耳にしております。異常気象の現実を体感しております。

一方、世界情勢による物価や資材、飼料、燃油等の高騰により、農家が苦慮しております。一自治体としての支援や対策には限りがあり、農家や住民の声を国・県に届け、対策を講じるよう要望活動をしていかなければならないと思っております。今回の定例会においても、対策費予算を提案しております。

コロナ禍が規制緩和されたことによって、地域経済の活力も以前のような状況下に戻りつつあるように感じられ、先日、4年ぶりに村民運動会を開催いたしました。村民が一堂に会し、久々の再開を楽しみ、親睦や交流を深め、盛会裏のうちに終えることができました。また、五戸商工会青年部による綱相撲大会も、参加チームが少なかったが、大いに盛り上がり地域活力を感じました。これも、村民皆様方のご理解とご協力のたまものと感謝申し上げますとともに、については村民体育大会へもご協力のほど、よろしく願いするものであります。

猛暑による農産物への影響は、野菜においては生育が芳しくないように思いますが、水稻の出穂は、青森県内で8月5日、平年を大きく上回って完了されている。今後の台風シーズンを控え、情報を早めに、秋の収穫期に向けて、県民局や農協、そして営農指導連絡協議会等関係者と連携を深め、栽培管理や病虫害防除に万全を期し、良質米、高品質農産物生産のために、農家指導を図ってまいりたいと思っております。

コロナウイルス感染症は、診療所で発熱外来を受診された人が、ほぼ罹患している報告を受けております。職員も数名感染されております。コロナ感染が収束されておりましたが、秋のワクチン接種が来月の10日をめぐりに実施の予定としております。いま一度、村民の皆様には、新しい生活様式を基本に対策をお願いするものであります。5年度の事業、敬老会やふるさとまつりについては、感染対策を施しながら開催することで準備を進めているところです。

令和5年度の事業も計画どおり進んでおりますが、地域経済の回復を見据え、村の活性化、元気な村、豊かな村づくりに邁進してまいりたいと思っておりますので、どうか議員皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます

それでは、提案いたしました報告1件、議案20件についてご説明申し上げます。

報告第3号 令和4年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により報告するものであります。

報告については、お手元の資料によりご報告とさせていただきます。

議案第43号 令和4年度新郷村一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。この決算状況は、歳入において予算現額で32億8,125万円であり、調定額で33億1,224万5,695円、収入済額で32億8,576万1,332円となっており、収入未済額は2,613万2,063円であり、その内訳は村税653万3,129円、分担金及び負担金362万3,191円、使用料及び手数料162万1千円、財産収入406万7,163円、諸収入1,027万7,580円となっております。

歳出においては、予算現額で32億8,125万円であり、支出済額で30億8,612万7,283円となっております。

その結果、歳入歳出差引残額で1億9,963万4,049円となり、そのうち基金へ1億6,772万7,049円、残額の3,190万7千円を翌年度へ繰り越しております。

議案第44号 令和4年度新郷村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入においては予算現額で3億8,874万2千円、調定額で3億3,851万3,826円、収入済額で3億3,093万7,871円となっており、収入未済額は国民健康保険税で718万4,205円となっております。

歳出においては、予算現額で3億8,874万2千円、支出済額で3億2,590万9,003円となっております。

その結果、歳入歳出差引残額で502万8,868円となり、そのうち基金へ348万

3, 471円、残額の154万5, 397円を翌年度へ繰り越しております。

議案第45号 令和4年度新郷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、歳入においては予算現額で8, 594万2千円、調定額で8, 315万5, 332円、収入済額で8, 275万6, 732円となっており、収入未済額は後期高齢者医療保険料39万8, 600円となっております。

歳出においては、予算現額で8, 594万2千円、支出済額で8, 271万4, 832円となっております。

その結果、歳入歳出差引残額で4万1, 900円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

議案第46号 令和4年度新郷村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入においては予算現額で4億7, 681万円であり、調定額で4億8, 590万9, 200円、収入済額で4億8, 513万7, 020円となっており、収入未済額は介護保険料77万2, 180円となっております。

歳出においては、予算現額で4億7, 681万円、支出済額で4億4, 810万6, 785円となっております。

その結果、歳入歳出差引残額で3, 703万235円となり、そのうち基金へ1, 585万8, 578円、残額の2, 117万1, 657円を翌年度へ繰り越しております。

議案第47号 令和4年度新郷村国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入においては予算現額で9, 922万円であり、調定額は9, 215万8, 938円で全額収入済額となっております。

歳出においては、予算現額で9, 922万円、支出済額で9, 215万8, 938円となっております。

その結果、歳入歳出同額となっております。

議案第48号 令和4年度新郷村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入においては予算現額で5, 854万7千円であり、調定額で5, 852万8, 427円、収入済額で5, 741万2, 522円となっており、収入未済額は使用料111万5, 905円となっております。

歳出においては、予算現額で5, 854万7千円、支出済額で5, 732万7, 472円となっております。

その結果、歳入歳出差引残額で8万5, 050円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

議案第49号 令和4年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定につ

いてであります。歳入においては予算現額で1億4,332万9千円、調定額で1億3,637万1,702円、収入済額で1億3,589万608円となっており、収入未済額は使用料48万1,094円となっております。

歳出においては、予算現額で1億4,332万9千円、支出済額で1億2,861万5,770円となっております。

その結果、歳入歳出差引残額で727万4,838円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

議案第50号 令和4年度新郷村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入においては予算現額で2,715万7千円であり、調定額で2,707万147円、収入済額で2,697万7,687円となっており、収入未済額は使用料9万2,460円となっております。

歳出においては、予算現額で2,715万7千円、支出済額で2,686万9,245円となっております。

その結果、歳入歳出差引残額で10万8,442円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

議案第51号 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、議員報酬の支給方法を定めるため提案するものであります。

議案第52号 戸来財産区議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、議員報酬の支給方法を定めるため提案するものであります。

議案第53号 西越財産区議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、議員報酬の支給方法を定めるため提案するものであります。

議案第54号 新郷村国民健康保険条例の一部を改正する条例案については、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）が公布されたことにより、新郷村国民健康保険条例の一部について、所要の改正が必要となったため提案するものであります。

議案第55号 令和5年度新郷村一般会計補正予算（第2号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,577万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1,684万8千円といたしました。

歳入の主なる内容は、10款地方交付税で普通交付税2億6,960万7千円、14款国庫支出金で新型コロナウイルスワクチン接種対策費921万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費で710万2千円、16款財産収入で自動車売払収入155万2千円をそれ

ぞれ追加しております。

18 款繰入金で財政調整基金 3, 666 万 7 千円、いきいき新郷むらづくり基金 1 億 231 万円をそれぞれ減額しております。

20 款諸収入でデジタル基盤改革支援補助金 293 万 7 千円を追加し、21 款村債で橋梁整備事業債 320 万円、道路改良整備事業債 310 万円、臨時財政対策債 120 万円をそれぞれ減額しております。

歳出の主なる内容は、2 款総務費、1 項総務管理費で用地費 250 万円、防犯灯電気料金補助金で 200 万円、7 項企画振興費で村特産品等 PR 業務委託料 500 万円、燃料・原材料価格高騰対策事業継続支援金 240 万円、空家等利活用事業費補助金 115 万円をそれぞれ追加しております。

3 款民生費、1 項社会福祉費で障害者福祉の返還金等 303 万 5 千円を追加しております。

4 款衛生費、1 項保健衛生費で予防接種等委託料 921 万円、個別接種支援補助金 380 万円を追加しております。

6 款農林水産業費、1 項農業費で農家支援持続化給付金 2, 680 万円、2 項林業費で鳥獣被害防除対策事業費補助金ほかで 133 万円、3 項農林開発費で中山間地域総合整備事業負担金 1, 170 万円をそれぞれ追加しております。

8 款土木費、2 項道路橋梁費で道路維持費の工事請負費 600 万円、道路改良事業費の工事請負費 800 万円をそれぞれ追加しております。

議案第 56 号 令和 5 年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）案についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 3, 596 万 3 千円といたしました。

議案第 57 号 令和 5 年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）案についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 444 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 900 万 5 千円といたしました。

議案第 58 号 令和 5 年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）案についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 158 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 3, 671 万 6 千円といたしました。

議案第 59 号 令和 5 年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）案についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9, 966 万 4 千円といたしました。

議案第60号 令和5年度新郷村簡易水道特別会計補正予算（第1号）案についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ290万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,864万円といたしました。

議案第61号 令和5年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第2号）案についてありますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ283万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,788万5千円といたしました。

議案第62号 令和5年度新郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）案についてありますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,636万7千円といたしました。

以上、提案いたしました議案について、その概要をご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い質問に応じ、本職はじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、字句、数字等の読み違いについては、議長において訂正くださるようお願いいたします。

◎報告について

○議長（横道一男君） 日程第5、報告第3号 令和4年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告については報告事項であります。内容については、提案説明の際に報告されております。ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎決算特別委員会の設置について

○議長（横道一男君） 日程第6、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま提案されております議案第43号から議案第50号までの令和4年度新郷村一般会計決算及び各特別会計決算を審議するため、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号から議案第50号までを審議するため、議員全員をもって構成す

る決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選についての委員会を開催するため、口頭をもって決算特別委員会を招集いたします。本会議終了後、直ちに会議室において決算特別委員会を開きます。ご了承願います。

◎散会の宣告

○議長（横道一男君） 以上をもって本日の議事日程は終了しました。

来る9月6日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦勞さまでした。

(午前10時35分)

第 2 日 (9月6日)

令和5年第3回新郷村議会定例会

令和5年9月6日（水曜日）午前10時00分開議

議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

永野範英君
稲葉嘉浩君
才神幸男君
滝沢 仁君

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

出席議員（8名）

1番	稲葉嘉浩君	2番	永野範英君
3番	才神幸男君	4番	横道一男君
5番	村岡和俊君	6番	滝沢 仁君
7番	細川真理子君	8番	福山 恵一郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村 長	櫻井雅洋君	副 村 長	横田堅悦君
教 育 長	岡田 稔君	総 務 課 長	横道敏克君
会 計 管 理 者	桜井真紀子君	企 画 商 工 観 光 課 長 兼 農 林 課 長	櫻 臺 博 明 君
建 設 課 長	高見憲一君	住 民 課 長	中鶴間 淳子君
厚 生 課 長	福山 徹君	診 療 所 事 務 長	工 藤 勝 志 君

教育委員会 福山 佐登志 君 農業委員会 日向 將行 君
教務課 会長

職務のため出席した者の氏名

議事 事務局 会長 本間 由美子 君 主 査 福山 拓史 君

◎開議の宣告

○議長（横道一男君） おはようございます。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長（横道一男君） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 永 野 範 英 君

○議長（横道一男君） 質問の通告がありますので、順次発言を許します。

2番、永野範英君。

○2番（永野範英君） 議席番号2番、永野でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

それでは、ヤングケアラーについてであります。

ヤングケアラーの実態と支援について、教育長より伺います。

令和5年5月30日の某新聞に、青森県は大人に代わって日常的に家事や家族の世話をするヤングケアラーの支援に向けた初の実態調査の結果を公表し、家族の世話をしていると答えた児童・生徒らが全体の4.8%、約20人に1人だったことを明らかにした。小学生から大学生までの各年代で合計931人が該当し、このうち少なくとも55人は、子供が中心的に1人で世話をしている孤独ケアラーだった。8割が、「家族のことや世話の悩みを相談したことがない」と回答したと掲載されておりました。子供本人が成長過程にあり、将来に向けた人間として、基礎を養うべき重要な時期に負担は大きいと考えます。本村のヤングケアラーの実態と、ヤングケアラーの子供がいた場合の支援について伺いたい。

以上の答弁をお願いし、再質問は自席にて行います。

○議長（横道一男君） 岡田教育長。

○教育長（岡田 稔君） おはようございます。

2番、永野議員のご質問にお答えいたします。

ヤングケアラーという言葉は、近年、耳にすることが多くなりました。意味としては、子供

が親に代わり、家事や兄弟の世話、祖父母の介護などを日常的に行うことと解されています。影響としては、自分の好きな部活動ができないとか、睡眠不足で授業に集中できないなど、友人関係や学業に影響が出るのではというふうに懸念されております。

そんなヤングケアラーの本村での実態はということですが、結論から申し上げますと、そんな事例は今のところありません。毎月、実施しております教育委員会と校長会合同会議の中で児童・生徒の状況というような報告の中でも、そのような事例はありませんし、住民課、厚生課として主催している、実施している子ども・子育て会議、それから要保護児童対策地域協議会などでも、そのような事例は今のところ上がっておりません。

また、現在はありませんが、今後もないとは言い切れない部分があると思います。まず、考えなければいけないことは、関係機関との連携を密にして、早期発見、早期対応に努めることを一番に考えなければいけないというふうに考えております。そして、そのような事例がもしあった場合には、心のケアを中心として関係機関との連携を図り、また議員の皆様、それから地域の方々も巻き込んで、課題の解決を図っていかなければならないというふうに考えておりますので、もし万が一のときには、皆様方のご協力をお願いしたいというふうに考えております。

以上で、2番、永野議員の答弁を終わらせていただきます。

○議長（横道一男君） 2番、永野君。

○2番（永野範英君） ありがとうございます。

再質問はございません。

ヤングケアラーの子供の実態はないということは、非常に喜ばしいことだと思います。ヤングケアラーの認識というのは、先ほど教育長もお話ししたとおり、大変難しいと思います。両親が共働き、ひとり親や単身赴任のために子供に負担がかかると、そしてまた障がいを持った母親が自分が原因で子供に負担をかけていると、そのようなことから、子供に頼るしかないというふうな事例もあるかもしれません。

ヤングケアラーとして、家族に明確な障がいや疾病、持病がなくても、先ほど教育長もおっしゃっていましたが、兄弟でのケアで大きな負担を感じている子供もいるかと思えます。どうか、ヤングケアラーの子供が出た場合であっても、教育長がおっしゃるとおり、村内外の関係者、部署が協力をしていただきまして、少しでもそのような子供の負担が軽減するようお願いをいたしたいと思えます。

本日は、ヤングケアラーの実態と支援についてを質問をさせていただきましたが、実態がな

いということでございますので、今後とも櫻井村長、岡田教育長の行政手腕、教育手腕にご期待を申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

終わります。

○議長（横道一男君） 以上で、永野範英君の一般質問を終わります。

◇ 稲葉嘉浩君

○議長（横道一男君） 次に、稲葉嘉浩君の発言を許します。

1番、稲葉嘉浩君。

○1番（稲葉嘉浩君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

まず初めに、ガソリン、電気、ガス等燃料費の高騰に対する新郷村の対応についてお聞きいたします。

ガソリン価格は、現在、全国平均で1リットル当たり180円台となっており、地域によっては1リットル当たり200円台のところもあります。また、電気、ガス等の燃料費も、ガソリン同様に国の補助金により小売価格が抑えられているものの、燃料費が今後どのように推移するのか、誰もが心配しているところであります。

そこで、以下のとおり質問いたします。

1、ガソリン、電気、ガス等燃料費の高騰による新郷村行政への影響は、今後の見通しをどのように考えているのか。

2、ガソリン等燃料費の高騰による新郷村民への影響を、どのように考えているのか。

3、ガソリン等燃料費の高騰に対する新郷村独自の支援策を考えているのか。

お答えください。

続きまして、2点目として、新郷村居住あるいは村出身の学生並びにその親等に対する支援についてお聞きいたします。

コロナ禍において、全国の数多くの地方自治体で、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けている学生や、地元市町村から県外に居住し、大学、専門学校等に在学している学生に対し、地元で取れた米や食材を送り、コロナの影響で生活が大変な学生たちを、地元食材で励まそうという取組がなされていきました。新型コロナウイルス感染症が、第5類に移行した現在も、続けている自治体もあります。残念ながら、我が新郷村では、このような施策はなされておりません。

そこで、村長の考えを伺います。

1、物価高騰及び燃料費等の高騰により、生活が大変な新郷村出身の学生、あるいは地元から近隣市町村にある大学や専門学校に通学している学生に対する支援は考えているのか。

2、大学や専門学校生を持つ親らへの支援は考えているのか。

以上の質問にお答えください。

なお、再質問は自席からさせていただきます。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） おはようございます。

それでは、1番、稲葉議員のガソリン等価格高騰に対する対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、新郷村行政への影響はということですが、村の財政に対しても、経常支出が増えるということから大いに影響があります。今後、燃料価格が下がることを期待していますが、ウクライナ情勢や円高等によって、燃料価格に対し不確定要素があり、今後、国の政策を注視していきたいと考えております。

また、村の財政と同様、家計の負担も増えてきているのは現実であります。村では、独自の支援策として、6月補正では1人1万円の商品券の交付、9月補正では昨年度も実施した運送業者や飲食店等への給付金、また子牛農家及び畜産農家への給付金を計上したところであります。こうした支援策により、少しでもガソリン等価格高騰対策になればいいと期待しております。

次に、学生等に対する支援についてお答えいたします。

村では、学校統合を機に令和3年度から、小学校に入学するとき、中学校に入学するとき、高校に入学するときに、入学祝い金として一律5万円の支給を実施しております。今年で3年目となり、今後も継続していきたいと思っております。子供たちや保護者にとっても、力になり新しい環境で、さあ頑張るぞという励みになっていると思います。

しかしながら、稲葉議員がおっしゃるとおり、新型コロナウイルスや世界情勢に影響した物価高及び燃料費等の高騰が、大学生や専門学校生、あるいはその保護者等にとっては、日々の生活を圧迫する大きな問題になっていることは間違いありません。

現在、これらの大学生、専門学校生への支援は奨学制度しか実施されていません。大きな理由としては、大学や専門学校に進学するときは、成人の年齢に達していること、また進学する人と就職する人の正確な人数を把握できないこと等が上げられます。今後の検討課題であるこ

とは、考えていかなければならないと考えています。

以上で、稲葉議員の答弁とさせていただきます。

○議長（横道一男君） 1番、稲葉君。

○1番（稲葉嘉浩君） コロナ禍以前、ガソリン価格は高くても150円台でした。ガソリン価格高騰の原因は、村長のおっしゃるとおり新型コロナウイルスの影響やロシアのウクライナ侵攻、そして円高が上げられます。新型コロナウイルス流行直後は、原油の需要が下がり、原産国各国は石油を減産しました。しかし、新型コロナウイルスが収束に向かい、経済活動の回復に伴い需要が急上したため、原油価格は値上がりしました。さらに、ロシアのウクライナ侵攻により、原産国であるロシアと輸入各国の間で輸出入の問題が生じ、原油価格はさらに大幅に値上がりをしたのです。

そんな中、我が国日本では、上昇するガソリン価格を抑えるために、2022年1月から、石油元売各社に対しガソリン補助金を支給してきました。新郷村では令和4年、2022年1月の第1回臨時議会において、村民に対し2,300万円の燃料費等特別給付金の支給を決議し、実施した経緯があります。

新郷村村民が、一番利用しているであろうJAのばるじゃサービス新郷給油所の一般的な店頭現金フリー表示価格を調べたところ、最高値は2022年6月20日から7月1日で、レギュラーガソリン価格はリッター173円でした。軽油でリッター153円、灯油はリッター114円でした。その後、11月1日から2023年1月30日までのレギュラーガソリン価格は、リッター163円、軽油でリッター143円、灯油はリッター108円まで値下がりしたものの、先月8月29日から、レギュラーガソリン価格はリッター184円、軽油でリッター164円、灯油はリッター120円になっています。ガソリン、軽油とも、半年余りで21円ずつ値上がりしているのです。

新郷村は、これから米や農産物の収穫の時期を迎えます。先ほど、村長は新郷村の独自の支援策として、6月に全世帯に1万円ずつ、全住民にですか、あと9月には運送業をはじめとする事業者に対する援助、あるいは畜産とか農業に対する支援をしていると言いましたけれども、ガソリン、軽油、灯油など燃料の消費が大幅に増加する時期で、農業者はもちろん、燃料費高騰に対し苦しむ村民に対する早急な支援が必要だと思いますが、村長はどのようにお考えでしょうか。

次に、新郷村居住あるいは村出身の学生並びにその親等に対する支援についてですが、まず1つ考えられるのは、先ほど述べたガソリン価格高騰に対する支援と関連しますけれども、以

前とは違って、新郷村から高校に進学する生徒のほとんどが、親などの家族から送迎してもらうかスクールバスを利用しています。そこで、通学に要する費用の一部、あるいは寮費やアパート等家賃の一部の援助をすればいかがでしょうか。新郷村から転出していった学生らへ、地元で取れた米や食料を送り支援する取組もいいと思います。

このことで、何が言いたいかという、金銭や物で支援するという事は、物価高騰に対する経済支援だけでなく、新郷村と若い世代とのつながりを確保し、将来的なUターンや村との関連人口の拡大につながるのではないかとということです。新郷村とつながっている、ふるさとに支えられていると思ってもらえる取組が必要ではないかと思いますが、村長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） ガソリンの高騰についての住民への支援ということなんですが、財政的に可能であれば、そういうのはやっていかなければならないのかなと。ただ、それは一度きりのものではないと、毎年毎年こういうふうな事態に陥ることから、燃料が高騰することによって、村の財政的なものもやっぱり圧迫しているということも、皆さんも一緒に考えていただかなければならないのかなと思っております。

それから、例えば燃料が高くなったために、通学に対する、また通学するための親御さんの送迎に対する支援ということなんですが、これは当然考えるべきものだと思っております。また、先ほど言いましたように金銭的なものだけでなく、例えば他町村でやっているその取組というものも、私たちもやはり検証していかなければならないのかなと。そのためには、今現在のどの部門で、どういう人が通学している、また学校に入ってというのは把握しなければならぬということから、もう少し検討していかなければならないと、そう思っております。

以上です。

○議長（横道一男君） 1番、稲葉君。

○1番（稲葉嘉浩君） 今後の見通しについて、村長は先ほど、私も同じ考えですけども、今後も原油を取り巻く世界情勢やロシアのウクライナ侵攻により、ガソリン価格高騰はしばらく続くと思いますし、国の政策とかも注視しなければならないと思います。

政府は、石油元売各社に対しガソリン補助金の支給を年末まで延長したようですが、その効果が出てくるにはタイムラグがあります。ガソリン、軽油、灯油等への補助金の効果が現れるのは、数週間先、もっと先になるかもしれません。岸田首相は、10月中に1リットル当たり175円程度の水準を実現したいと言っていますが、175円は高くないですか。村長、どう

思いますか。

令和4年1月に新郷村で実施した燃料費等特別給付金の支給のときよりも、村民への負担は大きいと思いますが、確かに村の財政も考えていかなければならないと思いますけれども、政府や周りがどうのこうののではなくて、新郷独自の支援を早急にやるべきではないかと思いますが、稲刈りの時期はもう終わります、間もなく終わると思います。その辺、どのようにお考えでしょうか。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 先ほども言いましたように、財政的に可能であれば、やっぱりやっていきたいなど。ですから、やっぱり村の財政のことも考えていかなければならないということ、四苦八苦しているという実情です。油の価格が、安ければ安いほどいいでしょうけれども、175円が高いか安いかわかるという判断をするには、私も、一時1リットル100円台、120円とか百十何円とかという時代がありましたので、それに早く戻ってくれることを希望しながら、また機会があれば、国・県等々に何らかの対策を講じていただくよう、また要請していくように働きかけていかなければならないなと思っております。

○議長（横道一男君） 以上で、稲葉嘉浩君の一般質問、終わります。

◇ 才 神 幸 男 君

○議長（横道一男君） 次に、才神幸男君の発言を許します。

3番、才神幸男君。

○3番（才神幸男君） おはようございます。議席ナンバー3番、才神です。

ただいま議長のお許しがありましたので、質問させていただきます。

1、村のブランド、特産品について。

要旨、ブランド商品、特産品の現状と今後の課題について

明細、雨の降らない35度以上の高温の天気が続く、これから収穫に入る秋野菜などに影響が出てきており、多くの野菜農家からは心配の声が聞かれます。

村には、ブランド品として郷のきみなどがあり、生産者は最近まれにない甘みがあり、最高の出来だと喜んでいました。しかし、このまま雨が降らない状態が続けば、これからの収穫にかなり影響が出てくると心配しております。

そこで、ブランド商品について、次の3点を伺います。

1点目、ブランド商品、特産品としてどのような過程で認定されているのか。

2点目、村には郷のきみのほかにブランド品、また特産品としてどのぐらいあるのか。

3点目、ブランド商品、特産品を栽培している農家に対して、どのような支援対策を考えているのか。

以上の3点、村長より伺いたい。

なお、再質問は自席にて行います。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 3番、才神議員の村のブランド、特産品についてのご質問にお答えいたします。

ブランドとは、自分が持つ商品やサービスを他者と区別するためのものであり、ある特定の役所が認定するものではなく、当該商品に関して情報発信や消費者の意思なども加味され、結果として出来上がるイメージであると認識しております。特産品とは、他地域に対して当該地域で生産される、その地域の産品であることがよく知られているもののことを指し、誰かによって認定する必要はないと認識しております。

ブランドを守るために、一般的には商標登録を取得しますが、今現在、村が持っている商標は、郷のきみ、飲むヨーグルト、飲むヨーグルト・ザ・プレミアム、生キャラ煎餅の4つがあり、さらに青森県が取得している青い森紅サーモン、青森きくらげ等々があります。特産品は、にんにく、ながいも、しいたけやふるさと活性化公社のアイスクリーム、ソーセージと肉製品、銀の鴨や郷の華などが上げられます。

今後の対策としては、生産者と協議し、必要であれば検討してまいりたいと思っております。

以上、才神議員の答弁とさせていただきます。

○議長（横道一男君） 3番、才神君。

○3番（才神幸男君） この頃、新聞で目に入ってくるのは、野菜を廃棄する農家の記事です。私たちの村でも、同じように廃棄の声が聞かれ、野菜農家にとってはより深刻な問題になっているようです。

村長は、先ほどの答弁で、ブランド品、特産品について種々説明をしましたが、ブランド品、特産品についてお聞きします。

ヨーグルト、生キャラなどは、公社が販売しているわけですが、コロナの中でヨーグルトの海外への出荷数は。また、将来を見据えた牛乳の確保は大丈夫なのか。

2点目、数年前、村では各地区できのこの里づくり事業を始めましたが、しいたけの生産、また乾燥させ販売して活動していた記憶があります。今では、一部しか活動していないような

状態で、地区によっては乾燥したしいたけが残っていると聞いたことがあります。現在、活動しているきのこの里づくり事業、休んでいる事業、またきのこ作りに対しての補助金は、それらの実態はどうなのか。

3つ目、2009年に村の農業後継者にきみの部会が発足し栽培を始めたわけですが、年々栽培を断念する人が出て、一時は1人になり、今後どうなるのかと心配された時期もあったようです。私は、それだけ期待され栽培した郷のきみから、なぜ生産者が離れていったのか、作業面で大変だったのか、収入面で採算が合わなかったのか、農家の一人として考えるときがあります。

先月17日から19日までの3日間、香港で県産農水産物業者香港見本市が開催され、生産者の1人が香港に行き、郷のきみを試食していただいたら、甘みがありすごくおいしいと、バイヤーたちに大変好評もよく、シンガポールには即、輸出が決まり喜んでおり、また公社の紹介で、東京を中心とした飲食店、会社など30社以上から郷のきみの依頼があり、もう100箱ぐらい送っていると、値段も高く取引できそうだと話しており、またすぐ追加の連絡もあり、すごく喜んでいました。

15年目に入り、若い2人が加わり、今、郷のきみの会は変わろうとしているんです。会には、まだまだ解決しなければならない問題もたくさんあります。今、生産者は村長との話合いの場を望んでおり、村長は今後、郷のきみの会に指導支援していく考えがあるのか。

以上の3点について、村長の考えを伺いたい。

○議長（横道一男君） 村長、これ、ちょっとあれなんだけれども、質問通告書の明細にない質問ですから、これは答弁は不可能だと思います。質問をする場合は、通告書にちゃんとその明細を、もったきちんと明記するように。

（「全部か」の声あり）

○議長（横道一男君） いやいや、今言ったの1、2、3番目まで。あと4番目は、きみの後継者の話だから……

（「1件目の輸出どうのこうのは、ちょっと通告しないとなかったかもだけど」の声あり）

○議長（横道一男君） だから、ないから、それは答弁できないと思うから、質問する場合はもっと詳しく、その明細を明記するように。

（「はい、分かりました」の声あり）

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） ヨーグルトの原料、牛乳の関係については、今現在、村内で酪農家が4件ありますけれども、取りあえず今のところは1の方が一生懸命頑張ってくれということで、入荷については、乳量については何とか確保できるのかなという考えは持っております。

そのほかのものについては、やっぱり先ほど議長が言いましたように、ちょっと資料として持ち合わせないので、答弁はできないんですが、追って後で、もし必要であれば担当課のほうから聞いていただければと思います。

以上です。

○議長（横道一男君） よろしいですか。

（「じゃ、よろしいです」の声あり）

○議長（横道一男君） よろしいですか。

じゃ、以上で才神幸男君の一般質問、終わります。

◇ 滝 沢 仁 君

○議長（横道一男君） 次に、滝沢仁君の発言を許します。

6番、滝沢仁君。

○6番（滝沢 仁君） おはようございます。

議長のお許しが出たので……その前に1つ。私、歯の治療中でありまして、滑舌が物すごく悪いところはご了承ください。

議長のお許しが出たので、9月定例会での一般質問の最後に質問をさせていただきます6番、滝沢です。よろしくお願いいたします。

まずもって、9月1日、2日に行われた青森県畜産共進会が七戸町で開かれ、肉用牛の部で、本村から私ども五戸畜協所属の4頭が出品され、新郷村役場のバックアップがあり、また村長からの激励を受け、出品者も一生懸命頑張った結果、高根貴明氏の6区母系群が上位入賞という成績を残しました。今後、本村の畜産の発展に寄与するものと期待しているところであります。

今回は、村長の政治スタンスから農政まで、3点についてを問いたいと思います。

一般質問は行政全般にわたり、具体的には自治事務、法定受託事務であることは問わず、村が処理すること一切であるため、今日は農業委員会会長にも出席をお願いし、答弁を求めることになりましたので、よろしくお願いいたします。

また、一般質問は、議員の義務と法定されているわけではありませんが、一般質問も行わな

い議員には政治家としての資質があるかを問うことができると言われておりますので、しっかりと質問させていただきます。

それでは、通告に従い、順次質問いたします。

1件目は、政治スタンスについてであります。

6月4日の県知事選挙において、「青森新時代」を訴え40万票余りの得票を得て圧倒的な支持の下、6月25日からの任期が始まって2か月が過ぎた宮下新知事ですが、県庁改革や県教育改革有識者会議等、宮下知事の方針が示されています。村長はどのようなスタンスで宮下新知事と向き合っていくのかを伺います。

2件目は、五戸川産業廃棄物不法投棄の件であります。

五戸川産業廃棄物違法投棄の件についての文書が、7月に不特定多数の村民に配られたが、村長、農業委員会について書かれているが事実はどうなのか。また、どのような対応をしているのか、村長及び農業委員会会長に伺います。

さて、3件目ではありますが、農政についてであります。

去る8月24日、三八地区農業委員会大会が新郷村で開かれ、中山間地域における持続可能な農業の実現、新規就農者への助成の拡充の議案を採択したようだが、議案の内容と新郷村の農業にもたらす影響を農業委員会の会長に伺います。

なお、再質問は自席にて行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） それでは、6番、滝沢議員の政治スタンスについてのご質問にお答えします。

私は、平成29年に村長に就任して以来、村政発展のために県、国、関係機関と連携を取りながら行政運営を行ってまいりました。国会議員、県知事、県議会議員が替わろうとも、今後とも必要に応じて要望を行い、連携を図りながら、村政のさらなる発展に努めてまいりたいと思っております。

次に、五戸川産業廃棄物違法投棄の件の文書への対応についてですが、私はその7月の不特定多数の村民に配られたという文書なるものは見ていないので、どんな内容のものか分かりません。よって、回答できませんのでよろしくお願いいたします。

ただ、産業廃棄物対策の所管は青森県、当村の場合は三八県民局の環境管理部の対応となりますので、申し伝えておきます。

○議長（横道一男君） すみません、農業委員会会長。

○農業委員会会長（日向將行君） おはようございます。本日は、よろしくお願いいたします。

6番、滝沢議員の五戸川産業廃棄物違法投棄についてのご質問にお答えします。

令和5年5月17日付で、農業委員会への産業廃棄物違法投棄の件について異議申立てが提出されました。委員会で、内容について協議した結果、既に適正に処理した案件と判断し、その旨を本人に通知しております。

続きまして、8月24日行われました三八地区農業委員会大会における議決内容についてと
いうことですが、中山間地域における持続可能な農業に関する要望については、中山間地域において、小規模農家が農業や集落活動を維持していくために、1、農業所得向上に資する支援策を講ずること、2、かんがい排水等施設更新が可能になる支援策を講ずること、3、小規模基盤整備事業を創設すること、4、スマート農業の推進、導入に資する支援策を講ずること。

次に、新規就農者への助成拡充に関する要望については、農業従事者における若年層の割合が、三八地区では約11%と深刻な状況であることに踏まえまして、1、新規就農者の増加を図ること、またその就農者が継続して営農活動ができるよう適切な支援を講ずること、2、新規就農者が経営の安定化を図るため、農業知識を学習する機会が得られるよう支援策を講ずること。

以上の2つの議案を可決、採択し、今後、三八地区農業委員会ではなく協議会として、県選出の国会議員をはじめ、関係機関に要請していくことになっております。こうした要望が、国の施策に反映されることにより、新郷村のような中山間地域においても長期的営農継続が図られることを期待していますし、農業委員会においてもそのように活動していきたいと思っております。

滝沢議員のご質問に対する答弁といたします。

以上でございます。

○議長（横道一男君） 6番、滝沢君。

○6番（滝沢 仁君） まず、宮下新知事との向き合い方ですが、肩書は当時のままですのでご了承ください。県知事選が告示される前、3月27日、私どもは青森県の未来を考える会と銘を打ち、三戸郡町村議員の有志、約20人で宮下宗一郎君を支持する会を立ち上げました。私は、その会の会長も務めさせていただいております。そのこともありまして、宮下事務所とは、その後も頻繁に連絡を取り合っているところであります。

そこでですが、3月30日、私は宮下氏に同行いたしまして、村長のところに伺い宮下氏へ

の支持をお願いし、支持の了承を得たものと思っておりましたが、その後、村長は違う候補者の支持を記者会見を開き表明し、自主投票だからと私には理解不能なコメントを出されました。

以上の件から考えますと、新知事としっかりとした信頼関係が築かれるとは思えないのですが、村長、この点についてお答えください。

また、青森県の中の新郷村であります。決して独立しているわけではありません。このことが原因で、村に不利益があった場合は村長はどうするのか、この点、2点について、1件目の質問にお答えください。

2件目の五戸川産業廃棄物違法投棄の件ですが、私はこの文章を手に入れましたが、内容は見ていないと言っていますが、見ていないものだったら私がお知らせいたします。新郷村村長と、ここは名前はあえて伏せますが、某建設業者、農業委員会を巻き込んだ癒着と談合の疑惑を強く感じると。こういう文章が、700枚とか700戸、またこの中には平成元年度に、これ個人名です所以说いませんが、〇〇が廃油物を不法投棄したが、令和3年に、31年経過してから発生した廃棄物は、村長が処理させ、某建設会社社長の誰だか何がし、廃棄物は村長が処理させない、片方を処理させた、村長の理由は何がし違反者をかばうために、村長の権力を悪用したとかと書いてありますので、ないんだっつらないと、はっきりとこの場で公式な見解を述べるべきだと思ひまして、今回質問したわけであります。

また、農業委員会の会長におかれましては、わざわざ答弁いただきまして、誠にありがとうございます。今後の新郷の農業、また担い手の発展のためにも、農業委員会の会長をはじめ関係各位の方のご尽力をお願いするところであります。

そして、これも村長から聞きますけれども、先ほど農業委員会の会長は、こういう不法投棄のことに對しては、こういう処理をしたと言って答弁をいたしておりましたが、それは村長の耳には入っていないのか、そこの辺も答弁をお願いいたします。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 先ほどの宮下県知事のスタンスということなんですが、先ほど言いましたように、誰が替わろうとも、やっぱり私たちは青森県内の中の新郷村です。ですから、当然、県から要請をしなければならぬし、また支援をしていかなければならぬ、ぎくしゃくするような関係にはなっていないと思ひますので、その辺は今後も同じ、県知事を支えるような、選挙は選挙としてあれなんですが、そういうふうな形として進めるべきだと思ひしております。

それから、先ほどの不法投棄の関係ですが、産業廃棄物の関係なんですが、平成元年と言っ

ていましたよね。

(「ええ、これには」の声あり)

○村長(櫻井雅洋君) 平成元年ですと、私は一切知らないことなんですよね。

(「いや、平成元年に廃棄物を不法投棄したから、令和3年に31年間経過してからと書かれております」の声あり)

○村長(櫻井雅洋君) 令和3年に処理させたという、私は処理させた覚えはないです。ですから、その記事が、どんなふうな形でつくられているかは分かりませんが、私の家には配布されていませんし、私も目にしていませんので、お答えできませんという話をしました。

それから、農業委員会の処理をしたというのは、村長部局でないで、農業委員会のほうからは上がってこないです。ただ、以前には、そういう申立てがあったということは聞いておりますけれども、それも全て解決済みでということ、報告は受けていました。

以上です。

○議長(横道一男君) 6番、滝沢君。

○6番(滝沢 仁君) まず、宮下新知事との向き合い方についてですが、村長は選挙は選挙と、ここにいる我々は選挙を受けて、ここに立っているわけでありまして、選挙の厳しさも、村長をはじめ大変分かっていると思いますが、この選挙というものは、すごく後からいろいろな怨恨を残したりするものであります。口ではノーサイドと言いますが、それだけできた人間が、この日本中で果たして何人いるのかなと思います。また、宮下知事は、ノーサイドとはまだ言っておりません。選挙は選挙だと言いますが、そのときに、私ならどちらも支持しなければ、こういうことを言われることもなかったのかなと思います、それなりに覚悟あつての支持だったと思います。

また、今、言われました私は指示していないという廃油の件ですが、それこそ建設会社を通じ、側溝の入替え等をしたと私は記憶しておりますが、そのことについても村長は知らなかったと、今、言っていましたよね。そのことについて、もう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長(横道一男君) 村長。

○村長(櫻井雅洋君) 側溝といいますと、一部、あそこで、ガソリンかなんかのあれがあったとき、それが田んぼに入るのは駄目だよということで、側溝というんですか、水路ですから、村で少し手直ししたという事例はありますけれども、産業廃棄物に対しての指示は、私、一切していませんので。

(「議長、もう一回」の声あり)

- 議長（横道一男君） 以上で、滝沢仁君の一般質問……
(発言する者あり)
- 議長（横道一男君） ちゃんと手を挙げて、質問して……
(「議長」の声あり)
- 議長（横道一男君） いや、これ質問としていいのか……
(発言する者あり)
- 議長（横道一男君） 質問は、もうあなたは3回で終わりました。
(「議長、もう1件認めてください」の声あり)
- 議長（横道一男君） 質問は、3回ということになっていますので、再質問をもう一回という
ことになれば、これは今まではあったのだろうか……
(「あった、あった。前の議長は認めた」の声あり)
- 議長（横道一男君） でも、これは議長にもなってから初めてですし、これは次の機会とい
うことで、今回はこれにて議事日程を終了したいと思いますので、以上で滝沢仁君の一般質問、
終わります。
(発言する者あり)
-

◎散会の宣告

- 議長（横道一男君） これで本日の議事日程を終了しました。
来る8日は午前10時から会議を開きます。
本日はこれで散会いたします。
ご苦労さまでした。

(午前10時54分)

第 3 日 (9月8日)

令和5年第3回新郷村議会定例会

令和5年9月8日（金曜日）午前10時00分開議

議事日程（第3号）

- 日程第 1 議案第43号から議案第50号まで（決算特別委員長報告）
- 日程第 2 議案第51号 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 3 議案第52号 戸来財産区議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 4 議案第53号 西越財産区議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 5 議案第54号 新郷村国民健康保険条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第55号 令和5年度新郷村一般会計補正予算（第2号）案について
- 日程第 7 議案第56号 令和5年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案について
- 日程第 8 議案第57号 令和5年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案について
- 日程第 9 議案第58号 令和5年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第2号）案について
- 日程第10 議案第59号 令和5年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）案について
- 日程第11 議案第60号 令和5年度新郷村簡易水道特別会計補正予算（第1号）案について
- 日程第12 議案第61号 令和5年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第2号）案について
- 日程第13 議案第62号 令和5年度新郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）案について
- 日程第14 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議案日程第3号に同じ

出席議員（7名）

1番	稲葉嘉浩君	2番	永野範英君
3番	才神幸男君	4番	横道一男君
6番	滝沢仁君	7番	細川真理子君
8番	福山恵一郎君		

欠席議員（1名）

5番 村岡和俊君

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村長	櫻井雅洋君	副村長	横田堅悦君
教育長	岡田稔君	総務課長	横道敏克君
会計管理者	桜井真紀子君	企画商工 観光課長 兼農林課長	櫻臺博明君
建設課長	高見憲一君	住民課長	中鶴間淳子君
厚生課長	福山徹君	診療所事務長	工藤勝志君
教育委員会 総務課長	福山佐登志君	代表監査委員	井上隆美君

職務のため出席した者の氏名

議事局長	本間由美子君	事務局代理	谷地村光代君
------	--------	-------	--------

◎開議の宣告

○議長（横道一男君） おはようございます。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

（午前10時00分）

◎議案第43号から議案第50号までの委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第1、議案第43号から議案第50号までの8件を一括議題といたします。

決算特別委員長の報告を求めます。

委員長、永野範英君。

○決算特別委員長（永野範英君） おはようございます。

ご報告いたします。

この決算特別委員会は全員をもって構成されていますので、審査内容についてはご承知のとおりであります。

令和4年度新郷村一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算は、お手元に配付のとおりそれぞれ認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（横道一男君） ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りいたします。

議案第43号から議案第50号までの8件に対する委員長報告は、いずれも認定すべきもの

であります。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号から議案第50号までの8件は委員長報告のとおり認定すべきものと決定しました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第2、議案第51号 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第51号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第3、議案第52号 戸来財産区議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第52号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第4、議案第53号 西越財産区議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第53号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第5、議案第54号 新郷村国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第54号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第6、議案第55号 令和5年度新郷村一般会計補正予算（第2号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1番、稲葉議員。

○1番（稲葉嘉浩君） 令和5年度新郷村一般会計補正予算（第2号）案の歳出、第6款農林水産業費、第2項林業費、第1目林業総務費の第7節報償費、有害鳥獣捕獲報償金及び第18節負担金補助及び交付金である鳥獣被害防除対策事業費補助金についてお聞きいたします。

鳥獣被害については、令和4年9月開催の令和4年第3回定例議会において、滝沢議員の一般質問で、鳥獣被害の現状と今後の対策について質問がありました。また、令和5年3月の第

1 回定例議会での私の村民座談会で、村民からの意見や要望の中身への質問に対し、鳥獣被害の相談があったと答弁しています。さらに、本年6月定例会で、滝沢議員から鳥獣被害防止対策の進捗状況について質問がなされました。鳥獣被害に対する対策や補助は、何年も前にする機会があったのに、なぜ今年、本議会への補正予算案提出になったのか、村長お答えください。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 今のは、質疑でなくて質問ですよ。これ、質疑というのはできないと思うんですが、どうでしょう、議長。

（「どういう観点から質疑だ、質問だと言っている」の声あり）

○村長（櫻井雅洋君） 質疑と質問は違うと思うんですが。

（「質疑するのではないですか。質問するとき答えをきいて」の声あり）

○村長（櫻井雅洋君） いや、この予算を、どういうふうにして取りましたかというんであればいいけれども、ちょっと……どちらにしても今、予算に組み入れたのは、今までの経緯を勘案しながら、そして新郷村だけでなく、これをやると他町村にも被害が及ぶだろうと。他町村とともに協議した結果、こういうふうな対策をしていきたいと思いますということになりましたので予算計上したものです。

以上です。

○議長（横道一男君） 1番、稲葉君。

○1番（稲葉嘉浩君） 議長、質問と質疑は違うと言いますけれども、聞いたら駄目なんではないか、今の鳥獣被害についての……。

（「休憩、休憩動議」「賛成」「質疑とは議題に供された事件について疑義をただすものである。したがって、質疑は提出者に対して行うものであるから、町村長から提出されたものは町村長に、議員から提出されたものは議員に対してすることになる」の声あり）

○議長（横道一男君） 滝沢議員。

○6番（滝沢 仁君） はい。

○議長（横道一男君） 休憩まだやってない、勝手に休憩して……

○6番（滝沢 仁君） いや、勝手にしゃべっているのだ。休憩やらないんだもの。

○議長（横道一男君） これは、一般会計補正予算だから、それに対する質疑、質問……

（「予算取っています」の声あり）

○議長（横道一男君） これだったら、担当課のほうじゃなく、担当課のほうから聞くんじゃない

なくてか。

(「議題に上がっているじゃないですか」「これ休憩なのか」の声あり)

○議長(横道一男君) じゃ、ここで暫時休憩します。

(午前10時12分)

○議長(横道一男君) 休憩を解きます。

(午前10時16分)

○議長(横道一男君) じゃ、稲葉議員の今、言っている質疑か質問かということなんですが、これを質疑と認め、1回目のあれで参事者側の方は答弁してください。

先ほど答弁したんだけど、それに対して、稲葉議員。

○1番(稲葉嘉浩君) 答弁忘れちゃったけども、もう一回お願いしていいですか。

答弁の中身、もう一回お願いします。

○議長(横道一男君) いや、だからもう一回、別なやつで。

○1番(稲葉嘉浩君) ちょっと答弁の内容を、ちゃんと覚えていないんですが、今、補正予算のほうに鳥獣被害防除対策事業費補助金として50万円の補正予算が計上されていますけれども、既に被害を被っている村民に対する支援は考えているんですか。支援はありますか、やりますか、やりませんか。

○議長(横道一男君) それは質問にならないか。今後のこととかというのは質問にならないか。

(「今、計上しているそのほかにやらないのか」の声あり)

○議長(横道一男君) いや、今、補正予算案ですから、今後、これをどうするかとか何とかというんでなくて。

(「じゃ、いつ聞けばいい、一般質問か」の声あり)

○議長(横道一男君) 一般質問だよかったのさ。ありますか。

(発言する者あり)

○議長(横道一男君) ちょっと待って、またこっち……

(「休憩動議」の声あり)

○議長(横道一男君) ちょっと待って、ちょっと待って。

(「休憩に賛成」の声あり)

○議長（横道一男君） じゃ、暫時休憩いたします。

（午前10時19分）

○議長（横道一男君） じゃ、休憩を解き、また会議を再開いたします。

（午前10時21分）

○議長（横道一男君） ほかに質疑はありませんか。

滝沢議員。

○6番（滝沢 仁君） 6番、滝沢。

まず、私に寄せさせた、いろいろな農家の意見をご紹介します。

ナガイモの畑が、これは今年の話です、イノシシ被害に遭って役場に3回も電話したが、何もしてくれない。役場に行っても、結局何もしてくれないので報告をしたくないと。こういう意見が多数寄せられております。もう私は、この鳥獣被害のことに對して質問します。そのことに對して、村民から信頼を失っているのではないかと考えております。

そしてですが、今回のこの6款2項1目、先ほど稲葉議員が質問していた鳥獣被害のところですが、財源は一般財源となっております。先ほど稲葉議員も言いましたが、私が昨年9月、また今年の6月定例会で一般質問をし、そのときに国の交付金なり、いろいろ県のほうの交付金なりを使って進めましょうと、村長もそういう、議員おっしゃるとおりと言ったという記憶があります。

そして、私も7月に県の農林水産部、食の安全・安心推進課に出向きまして、いろいろ新郷のほうで被害があるので、もし役場から相談があったら相談に乗ってくれというお願いをしたりして情報をもたらってきたところ、青森県で今一番の被害は、この新郷村だと、青森県では認識しておりますという答えが返ってきました。そして、相談があれば幾らでも支援をしたいということを考えていますと。また昨日、県の農林水産部次長に会う機会がありまして、また同じようなことをお願いしておきました。また、宮下知事にも何度も大変だと、これは大変な被害があるので何とか、県を挙げての取組もお願いしたいということも私も言ってきましたが、とても、今、財源を見ますと一般財源からと、県のほうには相談をしたのか、そこをお聞きしたい。

もう一つは、元気な地域づくり支援事業、これも6月定例会で村長に質問して、また答弁を得たところではありますが、支援事業助成金で箱わな、電気柵、監視カメラ等94点購入と、そ

れの使い方はどうなっているのかというのを聞きました。私が聞くところによると、役場で貸出しをしているという情報がありますが、役場で貸出しをしているのか、以上、2点をお聞きします。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 県のほうの相談というのは、担当レベルでは話しているらしいんですけども、正式にはまだ何も言っていない。単独費で何とかできるだろうということで、今、予算計上しているということです。

それから……

（「わなの貸出しは」の声あり）

○村長（櫻井雅洋君） わなの貸出しも、小動物用のわなの貸出しはしているそうです。

○議長（横道一男君） 滝沢議員。

○6番（滝沢 仁君） ただいま村長から答弁がありましたが、俺さっき言いましたけれども、去年の9月の定例会でも国の交付金とか、県のをを使って前向きに検討するという言葉をもらっていたはずなんですけれども、なされていないという答えだと思います、いいでしょうか。

また、6月定例会で、私は元気な地域づくり支援事業補助金で買った箱わな等が使われていないのではないかという質問をした際に、村長は駆除実施隊というところに委託をしておりますので、その方がやはり積極的にやっていかなと、箱わなといえども許可がないと、やっぱり狩猟の免許を持っていないと、わなはかけられないと答弁をしております。

村長の答弁からいきますと、わなの貸出しをしているということは、村長の認識とすれば、狩猟免許を持っていない人に貸すということは違法行為、それを新郷村の役場がやっているんじゃないかということになっていきますが、そこはどうなんでしょうか。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 前回、わなの免許というのは、小動物に対して免許は必要のないところもあるんですよ。例えば、くくりわなとか、そういうふうな大きなわなというのは、やはり狩猟の免許がないとできないと。狩猟の免許の必要のないわなというのものもあるんで、それを貸出ししているという話になると思います。

○議長（横道一男君） 滝沢議員は、もう3回質問していますんで、これで質問を打ち切ります。

（「休憩動議」「賛成」の声あり）

○議長（横道一男君） 暫時休憩します。

(午前10時28分)

○議長（横道一男君） それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

(午前11時07分)

○議長（横道一男君） 滝沢議員。

○6番（滝沢 仁君） ただいまの休憩の内容について、一応説明と、村長に質問をいたします。

先週の金曜日、全員協議会の場で村長からの議案の説明がありました。そのときに、ちょっと分かりづらいので、紙で出してくれという要望をいたしましたところ、村長は、あなたたちにはそこまでする必要がないと、議会にはと。私は反発しましたが、もう協議はなしと言ったら、協議なしでいいと、本会議でやってもいいと。その前の挨拶では、詳細に説明を申し上げますのでという挨拶をしています。そして、今定例会も開会したときに、提案説明の中で、今定例会ばかりではありません、提案説明の中に、議事の進行に伴い質問に応じ、本職はじめ関係者から詳細にご説明を申し上げたいと思いますという挨拶もありました。ところが、我々にとっては、とても詳細に、また誠意のある説明には思えないので、その辺のところ、村長はどのようなふうを考えているのかお答えください。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 確かに私、そういうふうな言葉を発しております。皆さんには、不十分な説明だったと、ここでおわび申し上げます。今後は、皆さんが聞きたいようなことを、私たちがいち早く察知しながら、そしてそれに対して説明していければと思っておりますので、よろしく願いいたします。本当に申し訳ありませんでした。

○議長（横道一男君） よろしいですか。

そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第55号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第7、議案第56号 令和5年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第56号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第8、議案第57号 令和5年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第57号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第9、議案第58号 令和5年度新郷村介護保険特別会計補正予算(第2号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第58号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第10、議案第59号 令和5年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第59号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第11、議案第60号 令和5年度新郷村簡易水道特別会計補正予算（第1号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第60号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第12、議案第61号 令和5年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第2号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第61号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第13、議案第62号 令和5年度新郷村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第62号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長(横道一男君) 日程第14、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員長から、総務、厚生、財政、教育及びこれらに関する事項の調査、産業建設常任委員長から、農林、商工、公有林野、土木建設及びこれらに関する事項の調査、議会運営委員長から、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本定例会に付議された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を終了します。

(午前11時19分)

◎村長挨拶

○議長(横道一男君) 村長よりご挨拶があります。

村長。

○村長（櫻井雅洋君） 議長のお許しを得ましたので、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

今月の1日から始まった本定例会にご提案申し上げました全ての議案、ご承認いただきまして、誠にありがとうございました。

本定例会は、一般会計、そして特別会計の決算承認に関する議案が主なものでありましたが、一般会計の財政状況も報告案件で示したとおり、財政力指数が小さいものの実質公債費比率が年々改善され財政健全化に符合しております。

令和4年度決算で、財政調整基金6億3,500万円、減債基金3億7,500万円、いきいき新郷むらづくり基金7億8,700万円で、一般会計の基金合計で19億4,800万円となり、前年度比9.37%積み上げております。コロナ関連の交付金の充当で、一般財源の縮減、歳出節減の結果であると思っております。

財政運営は良好であると判断しておりますが、有事の際の歳出や公共施設の老朽化、世界情勢の影響による経済の不安定等々を考えると、まだまだ安心できる財政ではないと思っております。

今後は、新郷村総合計画を基本に、限られた予算で最大の効果を挙げられるよう、微力ながら職員共々頑張ってまいりたいと思っております。

残暑が厳しく、これから農作物の収穫期やニンニクの植付け等を迎え、作業等が大変だと思いますが、コロナ禍がまだまだ収束の兆しが見えません。8月以降、職員の感染者が報告されております。現在5名が特別休暇となっております。また、議員1人も感染されております。

議員皆様には、暑さ対策やコロナ対策を意識しながら健康に十分留意され、村発展にさらなるご尽力、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、お礼の挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（横道一男君） これをもちまして、令和5年第3回新郷村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時22分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年12月14日

議 長 横道 一男

署 名 議 員 福山 惠一郎

署 名 議 員 稲葉 嘉浩